



BAY HILLS

ベイヒルズ社労士事務所便り

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町1-1 KDX 横浜ビル6階
TEL: 045-450-6701 (9:00~17:00) FAX: 045-450-6706



2019年 5月号



【今月の一言】

ついに元号が平成から令和へとかわりましたね。発表当初は少し違和感があった『令和』ですが、すっかり定着していて早くも時の流れを感じます。

今月からオリンピックのチケット抽選もはじまり、いよいよ直前シーズンに突入といった感じでしょうか。盛り上がるイベントが控えているというだけで、なんだか前向きになりますね。

それでは今月もベイヒルズ社労士事務所便りをお届けいたします。(事務員S)

就活生の「ブラック企業」「ホワイト企業」への意識～DISCO 調査

◆調査の概要

人手不足による売り手市場が続くなか、各企業は「人材確保」対策に苦心しています。そうした背景のもと、株式会社 DISCO が、今年入社を迎えた卒業生(2019年卒、以下「19年卒」と)、就職活動を始めたばかりの学生(2020年卒、以下「20年卒」)それぞれに、「ブラック企業」と「ホワイト企業」についての意識調査を行いました。

(調査期間: 2019年2月8日~14日)

※19年卒回答者数: 750人

(文系男 221人、文系女 220人、理系男 200人、理系女 109人)

※20年卒回答者数: 750人

(文系男 285人、文系女 192人、理系男 193人、理系女 80人)

サンプリング: キャリタス就活 2019 学生モニター

◆「ブラック企業」と「ホワイト企業」への意識

調査の結果、「ブラック企業を気にした(している)」という学生は、19年卒 85.6%、20年卒 91.1%と9割近いのに対し、「ホワイト企業を気にした(している)」という学生はそれぞれ半数程度となっています。

「ブラック企業」だと思ふ条件は、「残業代が支払われない」が最多の8割(19年卒 77.9%、20

年卒 78.0%)、次いで「給与が低すぎる」がそれぞれ約7割、「労働条件が過酷」、「残業が多い」、「セクハラ、パワハラがある」、「有給休暇を取りづらい」等、それぞれ6割超となっています。

また、「ホワイト企業を気にする就活生は半数程度でしたが、「ホワイト企業かどうか」を調べた学生は、19年卒は56.0%、20年卒は61.3%で、「ホワイト企業」だと思ふ条件は、「有給休暇を取りやすい」が最多で、「福利厚生充実」、「離職率が低い」、「残業が少ない」、「残業代が満額支払われる」と続きます。

◆「ブラック企業」の調べ方と入社後の対応

就職活動で「ブラック企業かどうか」を調べた(調べている)学生は、19年卒 82.1%、20年卒 79.7%に上ります。調べ方で最も多かったのがそれぞれ、「クチコミサイト」約9割で、次いで「就職情報サイトで企業情報(募集要項等)を確認」が約5割でした。

また、入社後に「ブラック企業」だとわかった場合、「すぐに辞める」はそれぞれ1割程度ですが、「1年は様子を見る」はそれぞれ4人に1人、「半年以内に見切りをつける」という回答はそれぞれ過半数に達しています。

一方、ブラック企業でも働き続けられる条件として、「給与・報酬が高いなら」がそれぞれ約7割、「職場の人間関係が良いなら」がそれぞれ約6割を占めています。

以上のことから、最近の就活生の企業選びのポイントは、「ブラック企業」を強く意識し、「働きやすさ」を求める傾向がわかります。

【「就活生に聞いた「ブラック企業/ホワイト企業」への考え」～株式会社ディスコ】

https://www.disc.co.jp/press_release/6831/

求人時に「受動喫煙防止策」の明示義務

◆ソフトバンクの動向

ソフトバンク株式会社は、以前から健康経営

への取組みの一環として、喫煙率の低下を目指して毎月22日を「禁煙の日」として禁煙を呼びかけていました。4月からはさらに、受動喫煙の防止や健康増進を目的に、就業時間中の喫煙を禁止することを発表しました。外出中も対象だとのこと。まずは毎月最終金曜日(プレミアムフライデー)から実施し、10月以降は毎週水曜日にも対象日に追加し、2020年4月からは全面禁煙とすることです。

◆法令改正

厚生労働省は、職業安定法施行規則を改正し、企業に対して、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととしました。禁煙場所が「敷地内」なのか「屋内」なのかどうかや、喫煙室の有無などについて明記することを想定しているとのこと。

昨年成立した改正健康増進法(多くの人が集まる建物内を罰則付きで原則禁煙とする)が全面施行される2020年4月から適用されます。求人時には賃金や労働時間などの労働条件のほか、受動喫煙対策も明示が必要です。

◆企業の対応は

JTの調査によると、全年齢層において喫煙率は減少傾向にあり、男性の平均で3割以下、女性では8.7%にまで低下しています(平成30年度)。タバコが要因となった訴訟も度々起きており、スメハラ・スモハラ等のハラスメントに敏感な社会の風潮もあります。

就業時間中に喫煙のために離席した時間分の賃金を控除するというような思い切った会社もあるようですが、現実的には、職場の禁煙化・受動喫煙対策はソフトバンクのように徐々に進めることになるでしょう。

受動喫煙防止対策を推進することを目的として、中小企業事業主が喫煙室の設置等をする場合に受給できる助成金などもあります。飲食店でも、禁煙化したことによる売上への影響は「特

に変化がなかった」が60%以上、「売上増」が12%との調査結果(クックビズ株式会社)がありますから、職場の全面禁煙化などを行うための社会的環境は整ったといえるでしょう。

5月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用の労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業開始の場合> [労働基準監督署]

15日

- 特別農業所得者の承認申請 [税務署]

31日

- 軽自動車税の納付 [市区町村]
- 自動車税の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [職安]
- 確定申告税額の延納届出額の納付 [税務署]